

平成27年度 随意契約の公表(政策企画部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成27年4月1日から平成27年9月30日までの随意契約

【政策企画部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
政策推進課	BIMMS(保全マネジメントシステム)に係る契約	平成27年4月1日	一般財団法人 建築保全センター	東京都中央区新川一丁目24番8号	単価契約 (年間見込額) 1,454,760円	本システムについては、国土交通省、都道府県及び政令指定都市で構成される全国営繕主管課長会議の要請を受け当該事業者が開発したシステムであり、国土交通省をはじめとする多くの官公庁で導入されるもの。国の方向性等を踏まえ、本市の施設保全に係る情報管理を行うためには本システムの導入が不可欠であり、システム開発者である当該事業者以外に提供できる事業者が見込めないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
政策推進課	地方人口ビジョン策定に係る人口動向分析対応業務	平成27年5月1日	富士通株式会社 関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	1,492,992円	本業務は、住民情報等システムの稼働環境や開発ノウハウ等を熟知している必要があり、基幹システムの運用保守を受託している当該事業者でなければ業務の実施が困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
政策推進課	平成27年度 八尾市第5次総合計画後期基本計画策定支援等業務	平成27年7月13日	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 大阪	大阪市北区梅田二丁目5番25号	7,812,720円	当該事業者は、昨年度の「八尾市第5次総合計画後期基本計画策定支援等業務」の受託者であり、本業務との連続性・関連性が高いことから、今年度改めて一般競争入札に付すことは不利となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
政策推進課	(仮称)八尾市公共施設マネジメント実施計画(案)等策定支援業務	平成27年9月30日	パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社	大阪市北区堂島一丁目2番1号	7,992,000円	当該事業者は、昨年度の「八尾市公共施設マネジメント実施計画策定検討に向けた基礎調査支援業務」の受託者であり、本業務との連続性・関連性が高いことから、今年度改めて一般競争入札に付すことは不利となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
行政改革課	行財政情報サービス「iJAMP」の利用契約	平成27年4月1日	株式会社 時事通信社	東京都中央区銀座五丁目15番8号	648,000円	当該サービス(25ライセンス)は行財政情報を収集する上での利便性に優れており、他に同等同種のサービスを提供する主体がないため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
行政改革課	「社会保障・税番号制度(マイナンバー)対応に伴う条例制定支援サービス<制定方針の検討・条例案作成>業務」に係る委託契約	平成27年6月12日	りそな総合研究所 株式会社	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	2,203,200円	本業務は、先に実施をした社会保障・税番号制度の影響範囲の特定調査の結果を受け、実施することとなったものであり、調査結果を踏まえて、業務整理をし、条例・規則に反映する必要があることから、同業務の委託先であるりそな総合研究所株式会社に委託をすることが、確実かつ効率的な業務実施につながると考えられるため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
行政改革課	包括外部監査契約	平成27年7月13日	武田 宗久	河内長野市美加の台六丁目22番14号	7,920,000円	外部監査人の選定については地方自治法第252条の36第1項で、「あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。」と規定されている。また、「市の外部監査をするにふさわしい適任者」を選定することが重要であり、通常の競争入札にはなじまないため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
行政改革課	「八尾市指定管理者制度第三者モニタリング実施業務」に係る委託契約	平成27年9月28日	株式会社 ブレインファーム	大阪市西区京町堀一丁目6番2号	1,099,440円	八尾市指定管理者制度第三者モニタリング実施業務委託事業者選定委員会を設置し、提案内容、業務実績、業務体制等の観点より評価を行ったところ、提案者は株式会社ブレインファーム1社であり、提案を採択するにあたっての最低基準点以上の得点を獲得したため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)